

令和 7 年度 国民健康保険事業費納付金の算定結果について

1 納付金について

- 都道府県は、国民健康保険の保険給付費等の費用に充てるため、当該都道府県内市町村から納付金を徴収することとなっており、当該金額は都道府県が市町村ごとの被保険者数、医療費水準※、所得水準等を考慮して決定する。
- 当該金額は、国から示された係数や各都道府県で見込む保険給付費等を用いて算定を行っている。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金の納付に要する費用等に充てるため保険料(税)率を決定し、被保険者に保険料(税)の賦課を行う。
- ※ 本県においては、保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向け、令和 3 年度から医療費水準の反映は行っていない。

2. 算定の結果（全県値）

- 団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大の影響等により、被保険者数は減少。
- 一人当たり給付費は前年度比 1.9%増加。
- 例年同様の算定を行った結果、一人当たり納付金の伸び率が+4.4%となり、被保険者に急激な負担増が生じてしまうことから、県が保有する基金等から 35 億円を財源として活用。
- その結果、一人当たり納付金の伸び率は+1.9%となり、納付金の伸び率を一人当たり保険給付費の伸び率と同程度まで抑制。

項目	令和 7 年度数値 ※（）内は前年度比
一人当たり保険給付費	391,136 円（+1.9%）
被保険者数	915,978 人（▲4.5%）
保険給付費総額	3,583 億円（▲2.7%）

納付金総額	1,459 億円（▲2.7%）
一人当たり納付金	159,279 円（+1.9%）
医療分	110,207 円（+2.0%）
後期分	36,493 円（+2.7%）
介護分	37,423 円（▲3.1%）

※介護分は、医療・後期分と対象被保険者数が異なるため、各項目の合計額は一致しない。